

3つの出会いから始まった私の研究

友永雄吾 龍谷大学国際学部 准教授

■はじめに

私は部落問題を中心に研究してきたわけではありませんが、大阪の住吉の被差別部落で生まれ育ち、20歳頃までは地域のなかのいろいろな活動に参加させてもらい、父の友永健三が部落問題研究者であったこともあり、少なからず影響を受けています。

私は中・高校生までラグビーをしてきました。そのなかで、大学に行くというイメージが高校卒業の時まで実はなかったのです。そんな感じだったので、2年間浪人して、大学はセンター入試で通った私立の大学に通いました。

■3つの出会い

1つ目の出会い——人編

そのなかで、3つの出会いについてお話します。まずは、被差別部落の地域に生まれ育ったということです。ムラのおっちゃん、おばちゃんとの関係が自我を形成したことは間違いないことです。ただし、どちらかという部落の中にいつつも、父側の親族などを通して部落でない場所も同時に意識させられたことを覚えています。ですから、この地域のムラの人との出会いが第一ですが、一方で部落でない場所も意識して過ごしました。

そんななか、中学のとき、地域の解放会館で、大阪市の方なのか、大学の研究者なのかはわかりませんが、(部落の当事者として)アンケート調査を1対1で受けるという出来事がありました。そのとき、個室でアンケートを受けている自分を、もう1人の自分が見ているという経験をし、これは一体何をされているのだろうかという、非常にモヤモヤとした気持ちが残りました。

また、高校の図書室に部落の歴史の本があって、その中に住吉部落についても書いてありました。そのときも、「自分はもしかしたら見られる存在なのか」という気持ちになりました。ですから「見られる対象としての私」という経験をその時初めて持ちました。

次は、研究者との出会いです。それは当時スタンフォード大学博士課程におられたジョン・デイヴィス・ジュニアさんという海外の研究者との出会いであり、彼は私が住む部落に2年くらい住んでいました。彼との出会いが、その後の私の研究者としての将来の可能性を開いていくきっかけになりました。デイヴィスさんとは、1997～8年の毎週木曜日の夜7時に、彼が暮らす公営住宅に出かけていろいろな話をしていました。あるとき、デイヴィスさんが私に「英語を学ばないか？」とおっしゃったのです。私も楽しそうだから「勉強したい」と返事し、推薦してくれた本がJ. Mooreが書いた*Visions of Culture: An Introduction to Anthropological Theories and Theorists theory of culture sociology*』という本で、それは当時スタンフォード大学2年生のテキストでした。このテキストで毎週EOP (English Only Policy) で、英語のみで1時間ディスカッションしました。これを1年くらい続けてくださったのです。自分の専門分野である文化人類学の扉を、デイヴィスさんが開いてくださったと思っています。

デイヴィスさんとの関係が続くなか、オーストラリア先住民の方々との関係もこの頃から始まりました。香川県の被差別部落のコミュニティで、確か1992年からオーストラリア先住民の方々との交流会を、1年目はオーストラリア先住民の方々に来てもらい、2年目は香川の被差別部落の若い人たちを中心にオーストラリアを訪れるという、隔年の人権交流会がおこなわれていました。私は、1997年にこの交流会に参加させてもらい、そこでオーストラリア先住民の方々とはじめて出会いました。

私がオーストラリア先住民について勉強させてもらうことになったのは、この1997年がひとつのターニングポイントです。当時、私は大学2回生で、オーストラリア全土から来られたアボリジナルの人とトレス・ストレイト・アイランダーズ (Torres Strait Islanders) の人、それぞれの代表14人が来日されていました。約2週間の滞在で、お互いの先住民の方々の現状、被差別部落の人の現状を意見交換し、私は簡単な英語のアシスタントくらいしかできませんでしたが、交流会に参加させてもいました。そして、終わって1週間過ぎたくらいの頃に、何のアポもなく私はシドニーに飛び立ったのです。この人たちとずっと会って話したいという、それだけの一心でした。

ジュディーさんという方が電話番号をくださっていたので、シドニーのオーストラリア博物館の近くの植物園にある公衆電話からジュディーさんに連絡を入れました。そうすると何の驚きもなく「ちょっと待っときゃ」の一言。30分ちょっとして、赤のBMWのスポーツカーが来ました。ものすごくきれいなワンピースの大きなつばの帽子をかぶった女性が降りてきて、手を振っているのですが、私はまったくどなたかわかりません。ほかに誰もいないので、どう考えても彼女は私に手を振っていて、近くまで来てようやく香川県で会ったジュディーさんだと気がきました。そのときに「先住民=貧しい」という私の中にあった先入観というか、偏見に気付かされました。ジュディーさんは、ダブルベイというシドニーでも屈指の高級住宅街に住んでいました。聞くとジュディーさんは弁護士で、オーストラリアでは80年代後半くらいから各州政府による先住民のリーダー養成が始まり、法律の専門家を育てるコースでジュディーさんなどが弁護士になりました。

こういう出会いがあって、勝手にオーストラリアに行き、何のためらいもなく受け入れられるという体験をしました。

私は、大学院は桃山学院大学に行き、桃山にはメルボルンにあるラ・トロープ大学との交換留学の制度がありました。私はそれを使って交換留学でラ・トロープ大学に行くことになります。留学中は、現在メルボルンのもっとも大きなフレンダー・ストリート駅 (Flinders Street St) の前にフェデレーション・スクエア (Federation Square) があって、そのなかにクーリー・ヘリテイジ・トラスト (Koorie Heritage Trust) というのがあります。そのクーリー・ヘリテイジ・トラストの人から、ボランティア来ないかと言われ、それで私は週2回ボランティアに参加しました。私は学部生のときに博物館学芸員の免許を取得していたので、その知識がボランティアには大変役立ちました。今もこのセンターのメンバーです。そういう意味で、2回目の出会いは大学院に入って、ラ・トロープ大学に留学したこと、オーストラリア先住民の人々との出会いと交流が深まりました。

その後2005年から2009年まで断続的ですが、約2年間私は先住民のコミュニティに住まわせていただきました。、いわばデイヴィスさんみたいな立場で研究する、見る側に私はなったということです。

2つ目の出会い——学問編

私は修士から学問についても注目するようになったのですが、ひとつのきっかけは修士のときの先生であった尾本恵市先生です。尾本先生は、DNAに基づく人の起源の研究をはじめ、それを日本で根付かせて発展させてきた張本人のひとりです。当初、私は、国際日本文化研究センターのプロジェクトに参加するなかで、尾本先生が日本人の起源のプロジェクトをされており、日本だけでなくオーストラリア、アメリカ、イギリスの研究者をその時々によって紹介していただきました。そのなかでさまざまな研究について触れる機会があり、先住民族のDNAを研究として収集してきた歴史も学びました。

大学院は桃山学院大学を出ずにラ・トロープ大学に行き、そこで初めて選んだテーマが「多文化主義と先住民族問題」でした。しかし、これは文献研究で終わってしまいました。オーストラリアの大学院についていくのが精一杯の状況で、英語能力の未熟さを思い知らされました。ラ・トロープ大学では、元ロンドン大学の、オーストラリア国立大学 (The Australian National University) で博士号をとられたジョン・モートンが私のスーパーバイザーで、もっとも親しい先生のひとりです。サブ・スーパーバイザーは杉本良夫先生、この先生は被差別部落の問題に関しても社会学の観点から研究されており、『日本人をやめる方法』(ちくま文庫)なども書いていますが、「その中における越境人」という(ちょっと差別的な言葉かと私は思います)、

そういう言葉も含めてマイノリティの中での対応をずっと海外から見てきた方です。また、杉本先生はオーストラリアにおける日本人研究を広めたひとりでもあったので、私は非常に恵まれた環境で指導を受けたと思っています。なかでも、ジョンの存在が最も重要でした。なぜかという、オーストラリア先住民の、当時もっとも注目されていた運動のひとつ、土地権 land rights movement の、Native Title Act (先住権原法 ネイティブタイトル法) という法律が1993年に制定され、そのときに先住民の土地を返す・返さないというときに雇われる人類学者がいるのですが、ジョンはそうしたネイティブ・タイトル・アンソロポロジストという立場だったからです。ジョンはまさに土地権の専門家だったので、私もいずれは土地権に関する研究をやりたいと思うようになりましたが、このときは多文化主義に焦点を当てて研究をしていたので、そこまではできませんでした。

博士に入ったときは国立民族学博物館内にある総合研究大学院大学にて学び、そのときの私の先生は土地権の問題を扱っていた松山利夫先生でした。彼は神話の研究もされていました。それと副指導は岸上伸啓先生で、岸上さんはカナダのイヌイトや環境問題、鯨の分配の研究をされている方です。ですから、このお2人に学ばせてもらうなかで、ジョンの専門であった土地権の問題をやりなさいと、とくに松山さんから言っていました。

その後、実はオーストラリア先住民の研究は、非常にやりづらくなった時期でもありました。なぜかという、倫理規定がものすごく厳しくなったからです。先住民の研究をするためには、必ず先住民の許可をもらわなければならないという規定が、2002年くらいにできました。だから、研究をするために、先住民の先生にお願いしました。それが、ウェン・アトキンソン先生です。ウェンはヨルタ・ヨルタというグループのリーダーのひとりでした。彼は62歳でラ・トロブ大学の博士課程を修了し PhD を取得し、その後メルボルン大学で教えていました。私がメルボルン大学に行きたかった理由も、彼の下で学びたかったからです。ウェンは私のお願いを受け入れてくださり、私は常に彼の家で泊まらせてもらいました。ですからウェンのおかげで、オーストラリア先住民の研究を継続できたということになります。もうひとりの協力者は、テッサ・モーリス鈴木さんです。テッサさんは ANU (オーストラリア国立大学) でしたが、当時から私のことを気にかけくださり、注目しつつお世話をしてくださりました。そういった環境のなか、最終的には先住民の土地権というテーマに絞ってフィールドワークを中心に研究をすることになりました。

3つ目の出会い——先住民の土地権回復運動

今やっている研究は3つあります。まず博士論文では「先住民の運動」とりわけ土地権、と環境管理についてまとめました。次に「多文化、他民族国家」についてのプロジェクト、これは継続中であり、最近では教育の問題を意識しています。最近注目しているのが「伝統知と近代知の相互作用」です。これはどういうプロジェクトかという、たとえば2020年にオーストラリア国内で大きな火事があり、それは人為的の火事ともいわれていました。なぜなら、オーストラリアには植民地化が始まる1780年代以前からオーストラリアの土地を管理するアボリジナルの人たちがいました。彼らは6万年ほど前からそこに住んで、「火付け (英語では cold fire とか Fire-stick farming)」により大地を管理し、火で大火を抑えてきました。日本のわれわれからすると、野焼きに似ているのですが、その方法を、植民地化したヨーロッパ人たちが野蠻だといって禁止したのです。「火付け」による森の管理方法がようやく再開できたのは1980年代の終わりです。メルボルンやシドニーの近郊ないし地方町では1990年代終わりから2000年になってからです。結局、2020年の火事でどうしてあんなに火が燃え広がったのかという、と、「火付け」による伝統的管理方法をヨーロッパ人が禁止した、その代償だと言われています。ですから、森や川の水域の伝統的管理についてもっと深く知りたいと思い、「伝統知と近代知の相互作用」をテーマに選びました。それから現在は先住民族の ancestral remains つまり先祖の遺骨の問題に関するプロジェクトにもつながって今にいたっています。これは最後にお話します。

今まで手がけた成果には、博士論文を基にした『オーストラリア先住民の土地権と環境管理』(明石書店、2015年)があります。これは先ほどいったウェン先生が支援してくださったフィールドワークが基になっています。

次に、多文化・他民族の問題に関する教育については『スタディツアーの理論と実践』（明石書店、2019年）があります。これは堺市の外郭団体インターユース堺が海外交流事業（堺市人権教育推進協議会主催）を1989年頃からおこなっていて、14歳から35歳の堺市在住の若者を海外に連れて行き、さまざまな学びをするという事業です。その企画・引率を2012年に依頼され、私がコーディネーターとして2014年まで、堺市の若者12人、毎年私のお世話になった先住民のコミュニティに連れて行き、交流・学ばせていただきました。それが今私の所属する龍谷大学でも2016年から始まり、今年（2023年）も8月中人に20人の学生を連れて行きました。スタディツアーの内容は、先住民の問題に加え移民の問題も含めた多文化・多民族の問題について勉強をしています。

ちなみに私は「研究」という言葉を現地では絶対に使わないよう意図的にしています。studyという言葉でもいいのですが、オーストラリア先住民の人はprojectという言葉にしてくれと言っています。この背景には、1999年に、ニュージーランド先住民のバックグラウンドを持つリンダ・トゥフィアイ・スミスさんという女性研究者の「研究という言葉ほど汚い言葉はない」という指摘があります。先住民は「研究」という名のもとに対象化され、置き去りにされ、ヨーロッパ人の私利私欲のための「研究」が、各地で勝手にされていたことへの批判です。

ほかに成果としては、『オーストラリア多文化社会論』をオーストラリア先住民の研究者、同僚や先輩たちと一緒に書かせてもらい、昨年は、『考えてみよう 先住民と法』という本を出して、国際法学者で先住民の権利に関する国連の宣言の研究をされている小坂田裕子先生たちと一緒に編纂し、私はオーストラリアの章を担当させていただきました。

また、最近、コロナ禍のなかでもうひとつの自分の能力というか可能性が開花し始めています。それは翻訳の仕事でして、今後はライフワークにもなると考えています。実は2020年4月から私は、オーストラリアのメルボルン大学で1年間の長期海外研究をすることになっていました。ところがオーストラリア政府は3月21日にロックダウンをすると、海外の人を一切入れませんでした。私は子どもたちの通うオーストラリアの学校もすべて決め、もちろんビザもちゃんと下りたのに、1日も行けずに、まったく何もできませんでした。その時期にこれまでしてきたことをもう一度考え直す機会となり、オンラインでウェン先生とかといろいろ話すなかで、「翻訳をしてみてもは？」というアドバイスをいただいたのです。その際に考えたのは、先ほど紹介した「火付け」や伝統的管理の研究で、cultural fire というものがいかなる歴史的変遷をたどり、今どういう形でオーストラリアでは見直されているのか、それを知るために私が非常に重要だと思ったのは、2014年に出版された『Dark Emu』という本でした。この本を書いたのはブルース・パスコ（Bruce Pascoe）という小説家であり、先住民のバックグラウンドがあり、メルボルン大学の特任教授もされています。『Dark Emu』はオーストラリアでベストセラーとなり、すごく注目された本で、何が言いたかったのかというと、シフトアイデアという考えです。つまり、オーストラリア先住民は、狩猟・漁労・採集の民だと思われていましたが、そうではなく、オーストラリア先住民は定住し、農耕し、養殖しており、オーストラリアのどこの地域にもその痕跡があることを示して、これまでのイメージを180度転換させたのです。そこで、私はこの本を翻訳することにしました（『ダーク・エミュー』明石書店、2022年）。それともうひとつ翻訳しているのがボート・ピープル（Boat People）いわゆる庇護申請者の立場で、イランから来られたベフルーズ・ブシャニ（Behrouz Boochani）というクルド系移民の話です。ベフルーズがオーストラリアに移住申請したときは、2013年7月以降でしたので、オーストラリアはボート・ピープルを絶対入れないという方針を取っていました。そのため彼はマヌス島に強制収容され、結局オーストラリアには一歩も入れず、今はニュージーランドでなんとか移住し、庇護申請の途中です。翻弄された国内脱出からオーストラリアへ移動するまでの過酷な経験や、移民を管理するマヌス島での施設の記録を彼はずっと WhatsApp という SNS のアプリを使って世界へ発信していました。彼はベルシャ語で書いたものがオーストラリアで英語出版され、それを私と西南学院大学の教授一谷智子先生が日本語に監修・監訳したものが、今年の12月に出版される予定です。

これがどういう結果をもたらしたかということ、キャノン提供のTBSテレビ「世界遺産」という番組から『Dark Emu』を読んだスタッフから依頼が来て、「バジ・ビムの文化的景観」（初回2023年9月放送）の監修をさせてもらいました。そういった機会もいただき、これまでまったく接点のなかった新たな分野の開拓に

つながっています。

■オーストラリア先住民運動と環境管理

次に博士論文の執筆と出版への経緯について詳しく述べます。なぜかという、やはりマイノリティの問題や先住民の問題を扱うというのは、そんな簡単なことではありません。もっといってわれわれは他者を見る立場であり、だから他者が、たとえば「被差別部落の問題を研究します」とそう簡単に言えるようなことではない、というのが世界の先住民のスタディーないしはプロジェクトを学ばせてもらっている私の身でもあると思いますし、私と同様、先輩や後輩たちもそこで苦しんで、向きあってきた、ということがありますから、それを皆さんにも共有したいと思います。われわれはマイノリティの問題を扱うときには真剣に、もっと真摯に向きあうべきだというのが、私は先住民の問題を学ぶなかで思いました。

まず、博士論文を書いた時に一番初めにしたことは事前の準備です。文献収集と分析、調査許可の申請で、ここはオーストラリアでは今はもっと難しくなっています。2つ目は、現場調査です。一番先住民の人たちが嫌う言葉の2つ目です。リサーチという言葉に次いで問題のある言葉はPOすなわち participant observation（参与観察）と英語で言うのですが、「参与観察」という言葉は非常に問題のある言葉です。でも今回は、ここでは一応、そういう言葉を使います。次にドキュメント分析とインタビュー調査、この3つの方法を採用しました。最後は資料の分析とまとめです。このときよく使われる民族誌（ethnography）という表現もよくないのかもしれませんが。

私が立てたのはリサーチ・クエッションで、同化か対抗かという関係のみに焦点が当てられるような運動論の歴史があり、双方が相互に変化する関係に注目した運動論はどこにあったのかという問いです。オーストラリア先住民の運動は70年代くらいから土地をめぐる非常に活発化したのですが、そこから80年代くらいまではどちらかというと、「あなたたちは抵抗しているよね」「あなたたちの言いたいことはなんなの」というもの、もうひとつは「もう主流社会に同化したらいんじゃない」という2極の議論がずっと続きました。しかし、よく見たらそうではない、先住民と非先住民とが一緒に何かを生み出していったケースもあったのに、そこは全然注目されてこなかったというのが2000年の初めくらいでした。ですから私は、双方が相互に変化する関係をもう少し注目したいと思いました。

土地に関する権利については、まず1976年に立法措置 The Aboriginal Land Rights Act（以下、先住民土地権法）ができました。次に1993年に Native Title Act（以下、先住権原法）といって、土地の利用する権利（用益権）を返して欲しいと申請できる法律が可決されました。伝統志向型の生活ができる人たちは、どちらかというとオーストラリアの中部、北部に多く、その集団には先住民土地権法にもとづいて排他的な土地を管理する権利が返されやすいです。しかし、都市とその近郊に暮らす先住民にはこの先住民土地権が返還されませんでした。一方、先住権現法によって土地権の申請がオーストラリア全土に広がります。先住権現法と先住民土地権法の大きな違いは、土地憲法は土地が返される、排他的な所有の権利が与えられるので自治権が与えられるぐらいに思ってください。でも、先住権原法はそこまで強くはないです。ようは利用する際に交渉ができる権利みたいなもので、用益権、使用権みたいなところが焦点で、そのほか、先住民だということは認められます。つまり indigeneity（先住性）が認められます。そうするとオーストラリア神話の1つが崩れます。それは何かというと、オーストラリアは1770年にジェームズ・クックが、1788年にアーサー・フィリップがやって来て、この土地は大英帝国の植民地で、そこは無主の土地すなわちテラ・ヌリウス（Terra Nullius）の概念がありました。この概念は、1993年に先住権原法により、先住権原（Native Title）が認められた集団に関しては、適応しないことを法的に認めたことにより崩れます。その神話は嘘だったということが認められたということです。ちなみに、私を受け入れてくれたヨルタ・ヨルタという集団は、この Native Title Act ができて2番目に早い申請をした集団であり、一番長い間、裁判をしていた集団でしたので、そこで私は土地権運動について学ぶことができました。そして、交渉における先住民の代表組織の役割について整理検討を加えたい。土地権運動をめぐる権利状況の変化が、先住民と非先住民との相互の関係にいか

なる変化をもたらしているのか、そのことは先住民と非先住民の資源管理をめぐる実践にどう表れているのかということに注目しました。

私をはじめにしたのは、早い植民地化で伝統を喪失した南東部の先住民集団のひとつ、これがヨルタ・ヨルタの方々ですけども、その人たちがずっと続けてきた土地権をはじめ森と河川流域の環境管理をめぐる先住民運動（1840年から2009年くらいまで）の資料をできる限り集め、年表にしました。実際に調査に行かせてもらったのは2005年から2009年のうち、わずか20カ月くらいですが、それでも2006、2007年には、ほぼ1年間を現地で滞在させてもらいました。考察方法は「参与観察」、半構造化インタビューによる個人史資料と、あと文献資料、一次資料と二次資料が混ざったような方法で研究をしました。

この方法を採用するためにはお金が必要になります。ですからお金を確保するために、まずは助成金を獲得すること、私の場合は、日本財団、日本学術振興会特別研究員に申請して採択されました。もうひとつは研究のためのビザを申請します。ビザの取得は今よりはまだ簡単でしたが、重要な要件はガーディアンをつけないといけないことです。ガーディアンとは、対象の地域で研究する際の、支援してくれる人のことで、それが誰かということをご政府に示さないとはいけません。私にはありがたいことに、ジョンやウェン、杉本良夫という3人がいて、私のプロジェクトに賛同を示してくださりました。のちにはテッサさんも賛同を示してくれました。でも、一番難しかったのは現地受け入れ機関、この人たちの許可を得られるかどうかです。私の場合、ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル・コーポレーションに直接行きました。ここは、先住権原を承認のための裁判をするときに、代表機関を政府に登録しないとはいけないのですが、その登録をした代表組織です。最初に行ったときは、門前払いでした。そこから、3回くらい行ったときに、ウェンにも来てもらって、理事たちの前で私のプロジェクトの趣旨を説明したうえで、ようやく許可が得られました。ただし、本来はもう少し難しい壁があって、その組織が「本当に」現地の代表を担えるのか、という問題も問われます。ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル・コーポレーションは、土地権や先住権原を争う裁判の際の代表として、連邦政府の代表組織登録法という法律の登録を済ませていた団体だったので、通りました。

もうひとつはインフォームドコンセント（同意）が必要で、われわれの時代はこれがない限りまったく何もできない状況でした。この合意書は当時の私が所属していた総合研究大学院大学にはなかったもので、メルボルン大学のもので使いました。今はどこの大学でも倫理委員会が当たり前にあるようですが、このとき私はメルボルン大学の倫理委員会を通しました。調査の目的と得られるデータの活用の説明や、対象者としての権利、調査する人の詳細といったものをちゃんと書いて、これは今も保管しております。言いたいのは、私はデータをたくさん持っているかもしれませんが、しかしそのデータは使えないのです。でも、それはそれでいいと思っています。私は使えないものは使わない、そのデータを使って成果を出そうという気もないですし、それははっきり言って地元の人たちを裏切ることにもなりかねませんので、許可をもらったものみのデータを使った論文しか書きません。そういう性格のデータではあります。

私は研究でオーストラリアに行くと、まずはメルボルン大学に行きます。絶対にここに行かないとコミュニティに行けません。つまり当時メルボルン大学で教鞭をとっていたウェイン先生に許可をもらって目的と日程を伝えます。ヨルタ・ヨルタのコミュニティまでは公共交通機関で4時間、レンタカーならば2時間半で行けます。地域は湿地帯でラムサール条約に登録されており、渡り鳥の国際条約が結ばれている土地です。リバーレッドガムというユーカリの木が生息している世界で最も規模の大きい場所でもあり、先ほど言いましたが、この地域の年表を作成すると同時に、地域の地図を作りました。そして、統計資料を使って、この地域にどういう人が住んでいるか人口の傾向を調べていきました。

ところでフィールドワークや参与観察とは、プロニスロウ・マリノフスキーの言葉の要約ですが、①「現地に長期にわたり滞在」し、②「現地語を習得」し、③「現地の人びととの間に信頼関係を築き」、④「調査者が現地社会の一員として受け入れてもらう」ということが現地では必要です。

こんなことが本当にできるのか、とよく聞かれます。私も地域の住民から「私はユウゴを信頼していません」と言われた経験があり、これは痛恨の極みでした。これはどういうシチュエーションで言われたのかという

と、森林の中でキャンプをしたときに、キャンピングカーの2階で先に寝かせてもらったのですが、6人のエルダー（長老）がキャンプファイヤーを囲んで話していました。トイレに行きたくなくて1階に降りると、深刻な感じの会話が聞こえたので、思わず聞き耳を立ててしまったのです。そうするとウェンが「ユウゴをどう思う？」という話をしており、「ええんちゃうか」とか「あの子やったらいいよ」という意見が出されて、「よかった」と安堵していたら、最後にPFさんが、「俺はあいつを信頼していない」と言われました。私はそのときどうしたらいいのか、不安でたまらなくなりました。次の日、私は「実は、聞き耳を立ててしまって、夜の話聞いたんやけど……」と、直接聞きました。そのときPMさんは苦笑いしていましたが、でも、その後彼とはものすごく仲良くなりました。やっぱり人と人との関係なので、これが正解というものはありませんし、ひとくくりにはできません。でも、自分も見られているという経験ができたことは、非常に重要だったと思います。

もうひとつ重要なのは、日頃の付き合いです。私の場合は、昼食配給（meals on wheels）という、これは水曜日と金曜日に、60歳以上の先住民の方々を対象に昼食を配給するサービスがあって、それを配っていた地元の先住民女性RAさんから、「一緒にやってくれないか？」と誘われました。この配食サービスを毎週2回、半年くらい続けさせてもらうなかで、現場の人たちの現状を見ていろいろと学ばせてもらい、いわゆるラポールと言いますが、信頼関係ができたということがあります。

1980年代までは、州の管轄する公園の中に製材業や農業の施設ができていました。そうすると、リバーレッドガムがいずれ枯渇してしまうということで、ラムサール条約からも指摘を受け、国連からも勧告を受けました。それでも州は何も動かなかったのです。それで嫌気が差した連邦政府は、このままではだめだということで2000年頃から特別委員会を設置し、州政府の管理からひとつ上の、国立公園にしようという働きかけをおこないました。そうすると、また別の問題が起きました。そのときの地方新聞、4つくらいあるのですが、その関係の記事を550くらい集めて、どういう意見があるのか、特にオピニオンを中心に分類してみました。集計すると意見は大きく分けて3つありました。1つは地域住民ですが、このまま国立公園化すると、150年も続けてきた製材業がつぶされ、仕事・生活ができなくなるというものです。もう1つは国内・国際NGOsと知識人ですが、国立公園化することは環境面において良いことで、先住民にも理解を示し国際条約の基準も達するというものです。最後の1つは先住民ですが、先住民は自分たちの権利はこれまで一切認められてこなかったから、絶好のチャンスという意見、それに対して先住民の中のひとつの集団（バンガロンという先住民）は地域住民の側につき、意見が分かれていました。なぜかという、地域住民と150年の間、交流があり通婚していますから、製材業を失うと自分たちの糧もなくなるわけです。つまり集団内部に分断が起っていました。

私は、先住民の16集団の中でもある特定の集団が中心となって、この運動に参加しているということがわかったので、インタビューをさせてもらいました。全部で37人のインタビューをさせてもらうことで、どういう構成でどういう人たちが運動に参加しているのかというのがわかってきました。family tree(家系図)を作らせてもらったのですが、family treeは秘密のデータです。私はこれをどうやって突破したかという、ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル・コーポレーションにまた行き、理事のメンバーの前で博士論文の提出前の内容を発表しました。そして、私は先住民16集団のうちの8集団の方々から意見を聞きたいので「こういう目的で博士論文を書きます。ぜひこの8集団の人たちの生い立ちやライフヒストリーを聞かせてもらえませんか？」とお願いすると、6集団からは断られましたが、最終的に3つの集団のインタビューができることになりました。それは、多分現地の人たちとの関係を築くことができていたからだと思っています。

■現在のオーストラリアと日本をつなぐ研究活動

私のこれまでの研究は、日本国内においてどのようにいかしていけるか、3つ例を挙げて終わりたいと思います。

ひとつはスタディツアーです。英語圏の言葉では、on country learning と呼ばれます。これまで堺市の人たちと一緒にやってきましたが、google form を使ってアンケート調査をし、その結果を前述の『スタディツアーの理論と実践』にまとめました。教育の場で、私が先住民の人たちとの学んだことを、現地で体験して学んでもらいたいという趣旨で、こういう仕組みを作っていますが、オーストラリア先住民の私の友人のなかには、すでにお亡くなりになられた人もいっぱいいます。けども、その息子さん娘さんが引き継いでくださり、今も受け入れてくれているので、スタディツアーは10年ほど続いています。

次は環境関連についてです。これはオーストラリアのいろんな環境問題をやっている人たちを呼んで、さまざまなワークショップをさせていただきました。当初は川の水質調査を工学者や経済学者と共同で進めていたのですが、こちらはなかなかうまく進みませんでした。そこで、火付けによる森林の管理について学び直そうとしていた矢先、コロナ禍になり、プロジェクトがペンディング状態になっています。

もうひとつは、伝統的な知識と近代的な知識の相互作用に関して、これまで3つの論文を書き、これは今も継続しています。ひとつは「オーストラリア先住民の伝統知と近代知の相互作用に関する実証的研究」、もうひとつは「オーストラリア先住民の物質文化に関する研究：民博収蔵の学術資料を中心に」、この研究プロジェクトが今、国立民族学博物館で始まっていて、それにも参加しています。

昨日、琉球人の遺骨返還に関して裁判所の判決が出ましたが、今年4月から始まっている「オーストラリア先住民族の遺骨副葬品返還と再埋葬の特定化に関する人類学的研究」が今回科研で採択されたので、それにかかわっています。この9月2日にはメルボルン博物館で私の友人でもあるキュレーターのアボリジナル女性からインタビューさせてもらって、それらを含めて本にまとめようと思っています。

実は去年の9月から半年間ケンブリッジ大学に受け入れてもらいました。なぜかという、オーストラリアに遺骨を返した国として、また、他国からの遺骨返還の請求が、最も多い国はイギリスだからです。2022年の時点で全世界から、1668体の先住民の遺骨がオーストラリアに返ってきていますが、そのうちもっとも多い1283体はイギリスからのものです。その最たるところがオックスフォード大学ピトリバース博物館とケンブリッジ大学MAA (Museum of Archaeology and Anthropology)、そしてロンドンの大英博物館分校である自然史博物館の3つで、約7割を占めます。

そこで何が言いたいのかというと、日本国内での先住民の先祖のご遺骨の返還現状が大きく立ち遅れているという事実です。世界的な流れを見れば、返還されなければならない時期であり、日本の国のまったく無関心というスタンスは、あり得ないことなのです。自分が学ばせてもらったオーストラリア先住民の人たちの関係を考えたときに、やっぱり日本の研究者の立場性が、非常に私としては受け入れがたいところがあります。これまで先住民の人たちと向きあって何をやってきたのか、そういうことはもっと問われなければなりません。その最たる事例は、この遺骨返還の問題だと思っています。もちろんアイヌ民族も同じで、返還された遺骨をウポポイにある慰霊施設に入れることは、はっきりとは望んではいませんし、2019年に文科省は、アイヌの遺骨に関しては集団の特定ができれば返すと言っていますが、まだ返せない現状があるのはどうしてなのかと思います。もっと言えば、アボリジナルの遺骨も東京大学などは持っています。それを返すという議論にまで至っていない現状は、あり得ない状況です。とりわけ、琉球人の遺骨返還に関する裁判の結審はこのことを如実に表しています。

私は、日本の遺骨返還の方法は、3つのパターンから考えるべきだと思っています。ひとつはイギリスのような交渉型です。各研究機関や博物館・大学がそれぞれの判断基準をつくって対応しています。もうひとつはオーストラリアのような法律で決める形で、これはアメリカも同じです。最後はその両方を折衷する方法です。日本はどうするのが問われています。

この問題に関しての成果は、「オーストラリア一法は先住民族の権利と国の利益をどのように両立できるか」2022年、「オーストラリアにおける先住民族の遺骨・副葬品の返還と再埋葬」2021年などで記述しました。加えて、現在は2つの英語論文を投稿中で本年度中に採択される予定です。このように私は先住民の方々にも、日本の人にも私のプロジェクトについて読んでもらいたいので、最低英語と日本語で論文を出すよう心がけています。

■おわりに一まとめとして

見られる存在としての私について、私は、学生時代に見られる存在だということに気付けたことは、よかったと思っています。その経験が、日本の国内だけでなく海外において、他者と当事者との関係で非常に生きているのかもしれませんが。デイヴィスさんとは、見られる存在として一方的な関係ではなかったこと、もっと言えば友人的な感じでもあり、今もデイヴィスさんのお子さんとうちの息子とも関係があります。そのような関係性を築けたということの意味、もっと言えばデイヴィスさんもブラック・アメリカンであり、その立場性を持って「見られる」とはどういうことかを意識して、付き合ってくれたのではないかと思います。それは当時の私には、まだ理解できなかつたですけれど。

次に、他者を見る存在としての私です。これは関西学院大学の桑山敬己先生の言葉ですが、ネイティブ人類学という概念を出して、ネイティブとは、①植民地主義的ルーツ、②宗主国の学問空間に旧植民地の人民が「侵入」、③人類学的知の構造に根本的に変化を迫る、これらを包摂したものであって、これを知の世界システムと言われました。

従来の捉え方はオリエンタリズム的な思考といわれており、「西洋＝支配者＝見る者＝描く者＝知識の主体」であり、「非西洋＝被支配者＝見られる者＝描かれる者＝知識の客体」と、そこには優劣があつて、相対化という名の下におけるエクスキューズがあります。一方で今日は、近代のグローバル化によってはこういった構図より、「より対等な立場に立つ両者のまなごしの交換」があり、人類学者はもっと反省する現状も出てきています。つまりネイティブがネイティブである自分たちのことを、歴史や文化について積極的に語る、これがスタンダードなのです。こういう現状を私はここではポスト・コロニアルな時代と呼びます。

ならばどうするのかということですが、西洋というのはわれわれ日本にも当てはまります。日本国内のマインオリティ集団に対して、アジア諸国に対しても支配者であつたからです。私の立場でいうと、部落民の出自を持っているということは間違いない、と自分では意識づけていますし、部落問題を研究するネイティブ人類学者という核もあるかも知れません。しかし私の場合は、これには当てはまらないと思っています。もうひとつはオーストラリア先住民を「研究」する人類学者と呼ばれるかもしれませんが。でもこのネイティブというのは、対等なパートナーであり対話のできる場が常に用意されていること、これが前提であることを私はオーストラリア先住民の学びを通して基準にしたいと思っています。だから、信頼関係のような生やさしいラポールではなく、もっと言えばコミットメント、責任とか共同、これをどういう言葉で示しているのか、実は私にはまだ答えは出ていません。最近では熊本理抄さんや、石原真衣さんなどがいう、いわゆるインターセクションという視点から物事をもう一度捉え直す、学びほぐす(unlearn)ことが、今後注目されると思います。もう時間がないので話せませんが、Decolonizing Methodologies (非植民地化の方法論) (『Decolonizing Methodologies (Smith,1999,2012,2021)』) という概念が今、Indigenous Sturdy のプロジェクトでは当たり前です。これは脱植民地化という考え方を、先住民も非先住民側も理解しているということが前提になっているうえでしかプロジェクトを実施できないということです。ですから、われわれは既存の植民的、コロニアルな政治への反省に立って、新しい政治とそれを担うことを獲得する、そういうプロセスを継続していく必要が、Indigenous Study という学びでは問われます。そういうことで昨年6月に関西学院大学で開催されたのが「Call and Response of Indigenous Studies in Australia and Japan」というシンポジウムです。パネリストは、今メルボルン大学准教授のサナ・ナカタさん、この方はお祖父様が和歌山の串本出身で、日本のバックグラウンド持ち、トレス海峡諸島民のバックグラウンドを持つ先住民研究者でもあります。もうひとり北海道大学准教授でアイヌ先住民研究センターの石原真衣さんで、彼女も以前に私の故郷である住吉に来てくれたりしますが、「サイレント・アイヌ」(『沈黙』の自伝的民族誌—サイレント・アイヌの痛みと救済の物語』北海道大学出版会、2021年)を書かれ、非常に注目されています。もうひとりの山内由理子さんは、私の先輩で、東京大学を終わってシドニー大学で博士を取ったあと、東京外国語大学で教えている先生です。あとジェフリー・ゲイマン (Jeffrey Gayman) さん。ジェフも北海道大学の先生ですけど、こういったメンバーでおこなわれました。

またアイヌ民族に関する研究倫理を踏まえた上で、特に文化人類学的な『他者について書くことの政治性』と学問の植民地主義的ルーツに関する議論を導入するための研究として、石原さんが代表となり科研Bを申請しています。今後、日本国内における Decolonizing Methodologies（非植民地化の方法論）を、確立していきたいという思いで学びをしています。これが果たしてどういう形で部落問題に提言できるのか、といわれると、私もまだわかっていませんが、当事者との向きあい方という議論をうまく作れるか、そういった議論を新旧問わず、年齢も超えて本当にいろいろなことをざっくばらんに語れることもそうだし、一方で厳しく倫理規定を作るといったことも含めて、もう一度私も部落問題に関しても考えていく必要があるのではないかと考えています。